

令和8年 第2回臨時会

青木村議会会議録

令和8年7月8日 開会

令和8年7月8日 閉会

青木村議会

令和8年第2回青木村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月8日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	3
○報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○閉会の宣告	10
○署名議員	11

令和 8 年 7 月 8 日（水曜日）

（第 1 号）

令和8年第2回青木村議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和8年7月8日（水曜日）午前9時開会

日程第 1 議事録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 4 議案第1号 青木村マイクロバス車両購入の契約締結について

出席議員（9名）

2番	松 澤 広 海 君	3番	北 澤 久美子 君
4番	宮 澤 政美知 君	5番	宮 入 典 子 君
6番	松 本 淳 英 君	7番	塩 澤 敏 樹 君
8番	平 林 幸 一 君	9番	坂 井 弘 君
10番	金 井 とも子 君		

欠席議員（1名）

1番 小 林 久美子 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	杓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	稲 垣 和 美 君	商 工 観 光 移 住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼住民税係長 兼防災危機監	高 柳 則 男 君
建設農林課長 兼上下水道 係	奈良本 安 秀 君	住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 地域包括支援 センター長	早乙女 敦 君
総 務 企 画 課 企画財政係長	金 井 大 介 君	総 務 企 画 課 担当課長兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君

住民福祉課
保健衛生係長

上原加代君

総務企画課
庶務係長

片山雅史君

住民福祉課
課長補佐兼
住民福祉係長

津田直樹君

総務企画課
課長補佐

依田哲也君

事務局職員出席者

事務局長

稲垣和美

事務局員

依田哲也

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、ただいまから令和8年第2回青木村議会臨時会を開会します。

なお、1番、小林久美子議員より、本日の会議について、欠席届が提出されておりますので、御報告をいたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（平林幸一君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、3番、北澤久美子議員、9番、坂井弘議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（平林幸一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会は、お手元の議事日程表のとおりであります。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（平林幸一君） ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、急な臨時議会を招集いたしましたところ、議員皆様方におかれましては、御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日お願いしております議案第1号 マイクロバス車両購入の契約締結案件につきましては、中東情勢の影響を受けて、契約手続に時間を要しておりましたが、このたび仮契約が調いましたことから、議決をお願いするものでございます。

報告第1号 専決処分の承認を求める事項、2項目ございますが、まず1項目は、令和7年度後期高齢者医療費特別会計補正予算につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金を増額させていただくものでございます。

2項目めに専決処分をさせていただきました令和8年度一般会計補正予算は、国からの重点支援地方交付金につきましては、子育て世帯の負担軽減を図るため、ゼロ歳から18歳のお子さんがある家庭へ、1人当たり1万円の支援金を交付するものでございまして、緊急を要しましたことから、専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議の上、御議決いただけますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（平林幸一君） 村長の挨拶が終了しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、専決処分につきましては2項目あり、それぞれ担当別に説明します。

説明が終了した後に1項目ずつ質疑をしていただき、討論、採決は一括で行いますので、御承知ください。

日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案者の説明を求めます。

初めに、1項目め、令和7年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、小根沢住民福祉課長、説明を願います。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、御説明申し上げます。

令和7年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,635万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目2 普通徴収保険料を19万9,000円追加し、2,350万9,000円とするもので、節1 現年度分を実績により増額するものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3、歳出。

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金を19万9,000円追加し、8,635万4,000円とするもので、節18 負担金、補助及び交付金は、後期高齢者医療広域連合への負担金を実績により増額するものでございます。

以上、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算の専決分について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 2項目め、令和8年度青木村一般会計補正予算（第2号）について、稲垣総務企画課長より説明をお願いします。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、令和8年度青木村一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和8年度青木村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ33億9,087万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月15日、地方自治法第179条の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入について御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、405万5,000円を追加し、2,317万4,000円とするもので、節1総務管理費補助金は、令和8年度国の補正予算で重点支援地方交付金推奨メニュー分として交付を受けるものでございます。

款19項1目1繰越金は、174万5,000円を追加し、1億4,574万8,000円とするもので、節1前年度繰越金が見込みより増となりました。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3、歳出について御説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目10地方創生臨時交付金事業費は、580万円を追加し、680万円とするもので、内容については、全て子育て世帯物価高騰支援金として、ゼロ歳から18歳の子供へ1人当たり1万円を給付することに要する費用でございまして、節1需用費8万8,000円は、封筒の印刷代、節11役務費21万2,000円は、郵送代として11万3,000円、給付金の振込手数料として9万9,000円を見込み計上いたしました。

節18負担金、補助及び交付金550万円は、ゼロ歳から18歳の子供へ1人1万円を給付する支援金として、550人分を見込み計上いたしました。給付する支援金は、本年5月31日時点における児童手当受給者と、村内に住民票のある18歳までの子供を養育している親等が対象となります。

以上、令和8年度青木村一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

○議長（平林幸一君） 提案説明が終了しました。

これより質疑に入ります。

1項目め、令和7年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） お願いします。

増額となった理由として、負担金が増額になるということですが、その理由が、実績によるという説明だったかと思うんですが、その実績の内容、この時期に補正を組むような実績が、ここでどのような形で変化しているのか、そこをお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 答えいたします。

今回補正をお願いする分は、歳入分で保険料の徴収の増額がありましたために、歳入を増額し、あわせて、同額を後期高齢者広域連合のほうに納付金として支払うために、歳出で同額を補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 歳入が見込みより増額ということですが、具体的にお聞きをいたしますけれども、子ども・子育て支援金、そことのリンクということはないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 答えいたします。

特別にそことリンクしているということではございません。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

1 項目め、終了します。

2 項目め、令和8年度青木村一般会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

2 項目めを終了します。

以上で質疑は終了しました。

続いて、報告第1号の討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩いたします。

議員の皆さんは、議員控室へお願いをいたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時30分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 日程第4、議案第1号 青木村マイクロバス車両購入の契約締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

青木村マイクロバス車両購入の契約締結について。

昭和39年青木村条例第11号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、青木村マイクロバス車両購入。

2、契約方法、指名競争見積入札。

3、契約金額、1,243万5,070円。

4、契約の相手方、長野県上田市古里字天笠1975、三菱ふそうトラック・バス株式会社
上田サービスセンター、工場長、小淵啓三。

令和8年7月8日提出、青木村長、北村政夫。

本議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第3条の中で、予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買入れについて、議会の議決
に付さなければならない旨の規定がされていることから、上程するものでございます。

なお、落札率につきましては、予定価格1,430万円に対して、入札価格1,243万5,070円で
ございましたので、86.96%でございます。

以上、議案第1号について御説明を申し上げます。

○議長（平林幸一君） 提案説明が終了しました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第1号 青木村マイクロバス車両購入の契約締結については、原案のとおり可決され
ました。

◎閉会の宣告

○議長（平林幸一君） お諮りいたします。

本臨時会の会議に付されました事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和8年第2回青木村議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前 9時34分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員